

一般社団法人シナリオ作家協会 役員報酬並びに費用に関する規約

(目的および意義)

第1条 この規約は、一般社団法人シナリオ作家協会（以下「この法人」という。）定款第13条および第24条の規定に基づき、役員報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第20条に規定する理事および監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、社員総会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、この法人が役員に対して支給する、役員としての業務の対価をいう。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む。）および手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員は原則として無報酬とする。ただし理事会出席等、必要の都度、「別表1 非常勤役員の報酬」の通り、定額を支払うこととする。

2 役員に対しては、役員賞与及び役員退職手当を支給しない。

(準用)

第4条 役員報酬等の支払方法等については、理事会の決議を経て別に定める「報酬・経費の支払規程」の定めるところによる。

(費用の弁償)

第5条 この法人は、役員がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(補則)

第6条 この規約の施行に関し、必要な事項は理事会が別に定める。

(改廃)

第7条 この規約の改廃は、理事会の決議を経て総会の承認を受けるものとする。

附則

この規約は、平成24年5月25日から施行する。

別表1 非常勤役員の報酬

理事会出席の都度、謝金として一人一律2,000円（所得税控除後）を支給する。
ただし、5時間を超える会議の場合は4,000円（所得税控除後）を支給する。